

指定短期入所(介護予防短期入所)生活介護事業契約書 (様)

事業者：美山短期入所サービスセンター

事業者：美山短期ユニットサービスセンター

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人阿部睦会が開設する美山短期入所(美山短期ユニット)サービスセンター(以下「事業所」という。)が行う、指定短期入所(介護予防短期入所)生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護婦等(以下「短期入所生活介護従事者」という。)は、要介護(要支援)状態となった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身及び機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的と致します。

(運営の方針)

第2条 本事業所において提供する短期入所(介護予防短期入所)生活介護は、介護保険法並びに係する厚生省令告示の趣旨及び内容に沿ったものと致します。

2. 事業所の職員は利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に短期入所(介護予防短期入所)生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供致します。
3. 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った短期入所(介護予防短期入所)生活介護計画を作成し、提供致します。
4. 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
5. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
6. 常に、提供したサービスの質の管理・評価を行う。

(基本理念)

第3条 事業所の基本理念は、次のとおりと致します。

- ・「優しい心と微笑み」
- ・「豊かな感性の錬磨」
- ・「明朗で規律正しい業務遂行」

(契約の締結)

第4条 本契約は、短期入所サービスの利用同意書により、契約締結をした日から効力を有します。

- 2 本契約において、自己判断能力が不十分な方の場合、立会人、又は任意代理人あるいは法定代理人が、ご本人に代わって契約することが可能です。

(契約効力の有効期間)

第5条 契約の有効期間は、契約を締結した日からとし、利用者は繰り返し短期入所サービスを利用することが出来るものとします。利用時毎に、重要事項説明書を交付して説明し同意書を頂きます。

(契約の終了)

第6条 次の事由により、本契約を終了致します。

- (イ) 第7条の規程により利用者から解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了したとき。
- (ロ) 第8条で定める条件が満たされ、かつ事業者から契約解除の意思表示がなされたとき。
- (ハ) 次の理由で利用者にサービスが提供できなくなったとき。
 - ① 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したこと
 - ② 利用者が要介護認定を受けられなかったこと
 - ③ 利用者が死亡したこと

(利用者の解約権)

第7条 利用者は事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

(事業者の解除権)

第8条 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

(サービス提供事業者)

第9条 サービスの提供を行う事業者の名称及び所在地は次のとおりとします。

名称：美山短期入所（美山短期ユニット）サービスセンター
所在地：三浦市初声町下宮田1846番地

(サービスの内容及び利用料)

第10条 短期入所(介護予防短期入所)生活介護の内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、法定利用料に基づく金額です。

- 1) 日常生活上の援助
日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。
 - ア. 排泄の介助
 - イ. 移動の介助
 - ウ. その他身体に関する必要な介助（離床・着替え・整容等）
 - エ. 養護（休養）
 - オ. 食事の介助
 - カ. 入浴の介助
- 2) 健康状態の確認
- 3) 機能訓練サービス
利用者が日常生活を営むのに必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
- 4) 送迎サービス
障害の程度、地理的条件により送迎を必要とする利用者については、希望により専用車輛にて送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。
- 5) 相談及び援助
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。
- 6) その他のサービス提供

- ・ 教養娯楽、レクリエーション活動、趣味活動。
 - ・ 常に利用者の家族との連携をとる。
2. 利用者負担金は、後日、現金あるいは銀行振り込みにてお支払い頂きます。
 3. ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。又、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供説明書」を交付します。
 4. ご契約者に提供する食事料と居室料は介護サービス以外に別途頂きます。
 5. 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（キャンセル）

第 11 条 利用者がサービスの中止をする際は、速やかに美山短期入所サービスセンターまでご連絡下さい。

2. 利用者がいったん入所した後、利用者の都合でサービス終了前に利用を中止する際には、キャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承下さい。但し、利用者の容態の急変、もしくはキャンセルの責任が事業者側にある時には、キャンセル料は不要です。
3. キャンセルを申し出て途中退所した翌日から、当初のサービス提供終了予定日までがキャンセル料の対象となります。
4. キャンセル料は利用負担金と同額となります。

（通常の事業の実施地域）

第 12 条 通常の事業の実施地域は次のとおりとします。

- ・ 三浦市及び横須賀市

（通常の送迎の実施地域）

第 13 条 通常の送迎の実施地域は次のとおりとします。

- ・ 三浦市

（短期入所生活介護計画の作成）

第 14 条 短期入所生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に短期入所生活介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合はその内容に沿った短期入所生活介護計画を作成致します。

2. 短期入所生活介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るものとします。
3. 利用者に対し短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに継続的なサービスの管理、評価を行います。
4. 短期入所(予防介護短期入所)生活介護計画に基づいて提供された介護サービスの提供記録の開示をサービス提供終了時に利用者、家族等介護者に対し行います。

(緊急時等における対応方法)

第 15 条 事業者は、サービス提供に際して利用者の怪我や体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡、その他適切な措置を迅速に行います。

(身体的拘束等の禁止)

第 16 条 事業者はサービスの提供に当たり、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合（切迫性・非代替性・一時性）は、安全を考慮しこの限りではありません。

2. 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は直ちに、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項についてサービス提供記録書等に記録し介護者との連絡調整を致します。

(秘密保持)

第 17 条 事業者は、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中・契約終了後、及び従業員が退職後も第三者に漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

2. 事業者は、個人情報使用同意書（別紙）により利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、個人情報を用いることができるものとします。

(苦情処理)

第 18 条 事業者は、「美山ホーム苦情処理委員会」を設置し、苦情対応の受付責任者を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ適切に対応致します。

2. 事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いも致しません。

(損害賠償)

第 19 条 利用者に対する短期入所生活介護のサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、次の場合には施設は損害賠償を行いません。

- ① 天災・事変・その他の不可抗力により利用者が損害を受けた場合。
- ② 利用者の損害の発生に関して、利用者の重大な過失が認められる場合。
- ③ 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、またサービスの実施にあたっての必要な事項に関する聴取、確認に対して、故意にこれをつげずまたは不実の告知を行い、その事にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ④ 利用者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ⑤ 利用者が、施設もしくは職員の指示に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第20条 利用者は指定短期入所生活介護の提供を受けるに当たり、次の事項についてご留意下さい。

1. サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供をうけるように留意して下さい。
2. 食事介助・排泄介助・入浴介助・移動の介助・その他身体に関する必要な介助（離床、着替え、整容等）等のサービス利用について、利用者の心身の状況及び状態の告知に留意して下さい。
3. 機能訓練サービスを利用する際には、機能訓練を行う際の自発性と身体の状況及び状態の告知に留意して下さい。
4. 送迎サービスを利用する際には、送迎に対応できる体調の告知と体制に留意して下さい。

(第 17 条 別紙)

【個人情報使用同意書（事業者用）】

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載することにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合。

2 使用する事業者の範囲

区分（支援・サービス）	事業者名	所在地

3 使用する期間

年 月 日 から 短期入所サービスの終了日まで

4 条件

(1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

(2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

年 月 日

美山短期入所サービスセンター 殿
美山短期ユニットサービスセンター 殿
及び上記 2 記載の各事業者 殿

(利用者)

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

(利用者の家族)

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

【短期入所サービスの契約】

利用同意書に基づき、短期入所サービスの契約を締結します。但し、その契約効力の期間は、解約・解除の日までと致します。

年 月 日

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

上記代理人 (代理人を選任にした場合)

住所 _____

氏名 _____ 印

立会人

住所 _____

氏名 _____ (続柄: _____) 印

(注) 「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

短期入所サービスの契約締結により、これを受任します。
但し、その契約効力の期間は、解約・解除の日までと致します。

年 月 日

(事業者) 所在地 三浦市初声町下宮田 1846番地

事業所名 美山短期入所サービスセンター

事業者名 美山短期ユニットサービスセンター

代表者名 阿部厚三

管理者名 濱岡武 印